

プラスワン通信

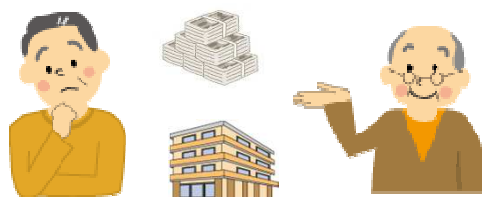
現金贈与と不動産贈与

例えば親から子へ財産を贈与する場合、現金が良いのか、不動産の方が良いのか？
疑問がありますが、どちらが良いのでしょうか？

それぞれのメリットとデメリット

それぞれにメリットとデメリットがありますので、比較してみましょう。

	現金	不動産
手続き	簡易的	複雑
諸費用	不要	必要
物価上昇時	不利	有利
物価下落時	有利	不利
将来の効果	額面のみ贈与	将来の収入



- ①手続きと諸費用をみると、現金は簡易的であり費用も不要で手間がかからないのに比べて、不動産は登記手続きが必要で、登記費用も必要なため手間がかかります。
- ②物価からみると、物価上昇時には現金が不利であるのに対し、不動産は有利になります。その逆の下落時には現金は有利であるのに対し不動産は不利になります。
- ③将来的にみると、現金はその額面だけ贈与するのみですが、不動産は賃料収入を得る事が出来るというメリットがあります。

税金からみる贈与の特徴

税金はどうでしょう？贈与をした場合に課税される贈与税は、現金と不動産のいずれの場合もかかります(課税価格や控除額等は要確認)が、それぞれ評価する方法は違います。現金は額面が課税価格になりますが、不動産は時価より低く評価されます。

上述のことから、不動産で贈与する場合の特徴は、**①将来的な収入を確保できること、②贈与税額を下げられるということ**ですから、将来、相続が発生する時の問題や不安に対して、生前に対策できる効果的な方法のひとつであると位置づけられます。

一概にどちらが良いとは言いきることは出来ませんが、贈与をするにあたり専門家へ相談をしながら進めることが望ましいでしょう。

株式会社プラスワン
〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com